（水産施設災害対策室並びに防災計画官、防災技術専門官、災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災計画官一人、防災技術専門官一人、災害査定官五人及び施設管理指導官一人を置く。

2～6　（略）

（削る）

7　（略）

（仙台漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十五条　仙台漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人、資源管理推進官一人及び漁船検査官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（資源課の所掌事務）

第五百五十五条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　太平洋広域漁業調整委員会に関すること（仙台漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百五十七条の二　資源管理推進官は、水産資源の管理についての企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新潟漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十九条　新潟漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官六人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（水産施設災害対策室並びに防災計画官、防災技術専門官、災害査定官、都市漁村交流専門官及び施設管理指導官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災計画官一人、防災技術専門官一人、災害査定官五人、都市漁村交流専門官一人及び施設管理指導官一人を置く。

2～6　（略）

7　都市漁村交流専門官は、都市と漁村との地域間交流に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　（略）

（仙台漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十五条　仙台漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人、資源管理計画官一人及び漁船検査官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（資源課の所掌事務）

第五百五十五条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　太平洋広域漁業調整委員会に関すること（仙台漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、漁業監督課及び資源管理計画官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（資源管理計画官の職務）

第五百五十七条の二　資源管理計画官は、水産資源の回復についての企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新潟漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十九条　新潟漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官六人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理計画官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（資源課の所掌事務）

第五百五十九条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　日本海・九州西広域漁業調整委員会に関すること（新潟漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百六十二条　資源管理推進官は、第五百五十七条の二の事務をつかさどる。

（境港漁業調整事務所に置く課等）

第五百六十三条　境港漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十二人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（資源課の所掌事務）

第五百六十三条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　日本海・九州西広域漁業調整委員会に関すること（境港漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百六十六条　資源管理推進官は、第五百五十七条の二の事務をつかさどる。

（資源課の所掌事務）

第五百五十九条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理計画官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　日本海・九州西広域漁業調整委員会に関すること（新潟漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（資源管理計画官の職務）

第五百六十二条　資源管理推進官は、第五百五十七条の二の事務をつかさどる。

（境港漁業調整事務所に置く課等）

第五百六十三条　境港漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十二人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理計画官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（資源課の所掌事務）

第五百六十三条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理計画官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　日本海・九州西広域漁業調整委員会に関すること（境港漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、漁業監督課及び資源管理計画官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（資源管理計画官の職務）

第五百六十六条　資源管理計画官は、第五百五十七条の二の事務をつかさどる。